

令和2年第2回定例会9月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 7 2 号 明石市市税条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 3 号 明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 4 号 明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 5 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 6 号 令和 2 年度明石市一般会計補正予算（第 6 号）
- 〃 第 7 7 号 令和 2 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 7 8 号 市有土地処分のこと
- 〃 第 7 9 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 8 0 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 8 1 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 8 2 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 8 3 号 令和元年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 0 件
- 〃 第 9 3 号 令和元年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 9 4 号 令和元年度明石市下水道事業会計決算並びに利益及び資本剰余金の処分のこと
- 〃 第 9 5 号 令和元年度明石市下水道事業会計決算並びに利益及び資本剰余金の処分のこと
- 報告第 1 0 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 1 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 3 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 1 4 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 5 号 一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 6 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和元年度決算）報告のこと
- 〃 第 1 7 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、地方税法の一部改正に伴う中小事業者等に対する固定資産税及び都市計画税の軽減等の税制上の特例措置を講じるとともに、令和2年度税制改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての税制上の特例措置

ア 中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同期比30%以上減少した中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋について、当該償却資産等に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置を講ずる。(令和3年度分の固定資産税及び都市計画税について適用)

減少率	軽減率
50%以上	課税標準額の全額
30%以上50%未満	課税標準額の半額

イ 先端設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

先端設備投資を行った中小事業者等の固定資産税に関して、当該設備に係る課税標準を零とする現行の特例措置の対象に、事業用家屋及び構築物を加える。(取得時期に応じ、令和3年度分から令和5年度分まで又は令和4年度分から令和6年度分までの固定資産税について適用)

(現行の特例措置の対象)

機械及び装置並びに工具、器具及び備品並びに建物附属設備

ウ 軽自動車税の環境性能割の税率に係る臨時的軽減措置の延長

環境性能割を1%軽減する特例措置の適用を受けられる期間を6月間延長し、令和3年3月31日までとする。

エ 個人市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金等の追加

(ア) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に中止された国内の文化芸術又はスポーツに関するイベントの参加者が、イベント料金の払戻請求権を放棄した場合の当該放棄したイベント料金(令和3年度分又は令和4年度分の個人市民税について適用)

(イ) ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対する寄附金

※新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金に対する寄附金は、市町村に対する寄附(ふるさと納税)として当該寄附金税額控除の対象となる。

(2) ひとり親に係る所得控除制度の創設

婚姻歴の有無や性別による所得控除に係る差を解消するため、ひとり親に係る所得控除制度を創設するとともに、現行の個人市民税に係る寡婦(寡夫)控除を見直す。(令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用)

(現行)

本人の性別	本人の所得等 扶養親族	配偶者と死別		配偶者と離別		未婚のひとり親 ～500万
		～500万	500万～	～500万	500万～	
女性	子を扶養	30万	26万	30万	26万	—
	子以外を扶養	26万	26万	26万	26万	—
	扶養親族無し	26万	—	—	—	—
男性	子を扶養	26万	—	26万	—	—

(改正)

本人の性別	本人の所得等 扶養親族	配偶者と死別		配偶者と離別		未婚のひとり親 ～500万
		～500万	500万～	～500万	500万～	
女性	子を扶養	30万	—	30万	—	30万
	子以外を扶養	26万	—	26万	—	—
	扶養親族無し	26万	—	—	—	—
男性	子を扶養	30万	—	30万	—	30万

※控除額が30万円の部分がひとり親控除、26万円の部分が寡婦控除

(3) その他地方税法等の改正に伴う所要の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)エ及び(2)は、令和3年1月1日。

1 要 旨

児童福祉法の規定によるホームヘルパーの派遣及び母子保健法の規定による産後ケア事業の利用者が負担する費用について、コンビニエンスストアでの収納を可能とするため、これらの費用を手数料として新設しようとするもの。

2 内 容

- (1) 児童福祉法の規定によるホームヘルパーの派遣に係る手数料の新設
派遣1時間につき 700円
- (2) 母子保健法の規定による産後ケアの提供に係る手数料の新設
 - ア 宿泊型産後ケア手数料 母子1組1泊につき 5,600円
 - イ 通所型産後ケア手数料 1回につき 2,800円
 - ウ 訪問型産後ケア手数料 1回につき 1,800円(産後ケア：出産後の母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助)

3 施行期日

令和3年4月1日

1 要 旨

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、当該写しの交付に係る手数料を新設するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されたことに伴い、当該カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするもの。

2 内 容

(1) 住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る手数料の新設

ア 住民票の除票の写し 1 通につき 300 円

(住民票の除票：死亡、転出等をした者の住民票)

イ 戸籍の附票の除票の写し 1 通につき 300 円

(戸籍の附票：戸籍に記載されている者の住所の異動履歴を記録した書類)

(戸籍の附票の除票：死亡、転籍等をした者の戸籍の附票)

(2) 通知カードの再交付に係る手数料の廃止

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

成年被後見人の円滑な社会活動を支援するため、成年被後見人の印鑑を登録できるようにしようとするもの。

2 内 容

- (1) 成年被後見人の印鑑を登録することができるようにする。
- (2) 成年被後見人が印鑑の登録等を行うに当たり必要な手続について規定する。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対策として、日常生活に支障が生じている人への支援として認知症あんしんプロジェクト事業費をはじめ、飲食店等での感染予防対策のための応援金の助成、小中学校再開に伴う学習指導員等配置経費、障害福祉サービス等支援経費、分娩前妊婦へのウイルス検査費用の助成、生活困窮者への住宅確保給付金の給付、議会費削減に伴うあかし支え合い基金への積立金のほか、感染拡大防止に係る対策事業費等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰越金等を追加するもの。

また、併せて、小学校給食調理業務委託及び学校給食センター調理等業務委託に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 1,412,438 千円 補正後 149,953,077 千円 〕

歳 入

国庫支出金	1,148,438 千円	総務費国庫補助金	739,026 千円
		<small>(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)</small>	
		民生費国庫補助金	248,518 千円
		教育費国庫補助金	78,500 千円
		衛生費国庫補助金	52,394 千円
		民生費国庫負担金	30,000 千円
県支出金	66,000 千円	教育費県補助金	
繰越金	198,000 千円	前年度繰越金	

歳 出

補 助 費 等	542,428 千円	ウィズコロナ感染対策助成事業費	129,500 千円
		(飲食店等に対し感染予防対策への応援金を助成)	
		障害福祉サービス等支援事業費	182,228 千円
		(保健衛生用品購入費の支援、サービス継続支援、ICT・テレワーク導入支援、就労継続支援事業所への固定費等支援、工賃維持支援)	
		保育所・幼稚園等感染拡大防止対策事業費	164,700 千円
(保健衛生用品購入費、時間外手当等職員のかかり増し経費の補助等)			
物 件 費	181,810 千円	学力向上推進事業費	46,000 千円
		(学習指導員配置による小中学校の学習活動の支援)	
		学校給食地産地消推進事業費	20,000 千円
		(明石市産の水産物や農作物などを使用した学校給食の提供)	
		小中学校・特別支援学校・高等学校管理運営事業費	130,000 千円
(教育現場における感染症対策等経費)			
扶 助 費	420,200 千円	あかねが丘学園運営事業費	22,110 千円
		(講座のオンライン実施のための環境整備費)	
		乳幼児健康診査事業費	20,200 千円
		(乳幼児健診の実施方法の切り替えに伴うかかり増し経費)	
		災害対策一般事務事業費	9,500 千円
(大雨等災害時における避難所の感染症対策備品購入費)			
扶 助 費	420,200 千円	認知症あんしんプロジェクト事業費	332,200 千円
		((仮称)在宅介護あんしんサポート交付金の支給及び認知症手帳等の交付)	
		分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業費	48,000 千円
(市内産科医療機関でPCR検査を希望する妊婦へ検査費用の助成等)			
扶 助 費	420,200 千円	生活困窮者自立支援事業費	40,000 千円
		(離職・廃業者及び休業者への生活確保給付金)	

投資的経費	60,000 千円	小学校等給食衛生管理事業費 (感染症等対策のため小学校給食室の空調未設置校への整備費)	
積立金	212,591 千円	財政基金積立金	188,000 千円 (令和元年度決算における実質収支額の 1/2 の積み立て)
		新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金積立金	24,591 千円 (市議会からの議会費の活用の申し入れに伴う基金への積み立て)
人件費等	△4,591 千円	スクール・サポート・スタッフ配置事業費	20,000 千円 (スクール・サポート・スタッフ配置による授業準備等の補助)
		議会費	△24,591 千円 (議員期末手当△7,311、政務活動費△12,000、行政視察旅費△5,280)

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
小学校給食調理業務委託	99,000	R3
学校給食センター調理等業務委託	342,000	R3

1 要 旨

市有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市松が丘5丁目2番
地 目 宅地
面 積 22,019.03平方メートル

3 処分価格

金 1,000,000,000円

4 処分の相手方

大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲 井 嘉 浩

5 処分の目的

市有土地を処分することにより、民間活力による良好な住環境の誘導等を図り、周囲と調和のとれたまちづくりを行うため。

1 要 旨

平成27年第2回定例会6月議会において議決を受けた明石市立文化博物館に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したため、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(変更後) 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体

1 要 旨

平成29年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したため、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

(変更後) 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 日本環境マネジメント株式会社

1 要 旨

平成27年第3回定例会12月議会において議決を受けた明石市立総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したため、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(変更後) 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

1 要 旨

東播都市計画道路事業による新設道路（山手環状線大窪工区）を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数	1 路線
イ 延長	7 2 0 メートル
ウ 面積	1 1 , 5 0 0 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数	3 , 1 5 6 路線
イ 延長	6 4 1 , 4 3 9 メートル
ウ 面積	4 , 6 2 6 , 9 8 1 平方メートル

議案第 8 3 号
 議案第 9 5 号

令和元年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営
 企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和元年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決算につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

令和元年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一般会計		106,212,244	105,778,219	434,025	58,073	375,952
特別会計	葬祭事業	681,918	681,918	0	0	0
	国民健康保険事業	29,765,281	29,445,540	319,741	0	319,741
	財産区	5,673,356	142,831	5,530,525	0	5,530,525
	石ヶ谷墓園整備事業	370,908	59,950	310,958	0	310,958
	農業共済事業	17,511	17,278	233	0	233
	地方卸売市場事業	108,420	108,420	0	0	0
	介護保険事業	23,606,591	22,893,938	712,653	0	712,653
	後期高齢者医療事業	4,077,418	4,065,747	11,671	0	11,671
	病院事業債管理	801,015	801,015	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	26,950	4,991	21,959	0	21,959
	小計	65,129,367	58,221,628	6,907,739	0	6,907,739
合計		171,341,612	163,999,847	7,341,764	58,073	7,283,691

※ 各会計毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和元年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会計区分		A 収入	B 支出	C = A - B 差引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又は 当年度未処理 欠損金
水道事業	収益的収支	6,597,922	5,835,526	762,395	687,256	1,226,151
	資本的収支	269,590	1,696,721	△1,427,131		
下水道事業	収益的収支	9,147,588	8,034,485	1,113,103	1,059,930	2,022,659
	資本的収支	2,180,799	5,326,268	△3,145,469		
合計	収益的収支	15,745,510	13,870,011	1,875,499	1,747,187	3,248,810
	資本的収支	2,450,389	7,022,989	△4,572,600		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

報告第10号

）

報告第12号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第10号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年6月29日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 78,100円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年5月21日明石市林崎町2丁目において、消防局消防署の職員が、相手方住居に隣接する住居で行われていた救助活動の状況を確認するため、相手方所有の外構フェンスを掴んで当該フェンス下の擁壁を登ろうとした際、重みで当該フェンスの支柱が破損し、損害を与えたもの。
第11号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年7月15日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 115,500円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年6月16日朝霧山手町11番23号地先の信号機のない交差点において、都市局道路安全室道路整備課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が左折すべき交差点を通過しようになったため後退した際、後方で停車中の相手方原動機付自転車に接触し、損害を与えたもの。
第12号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年7月15日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 37,455円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年6月28日明石市大久保町大窪920番地先において、都市局道路安全室道路整備課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が方向転換のために後退した際、後方で停車中の相手方原動機付自転車に接触し、損害を与えたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	令和元年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.0	25.0	35.0
将来負担比率	25.5	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和元年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第14号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の令和元年度の決算書等及び令和2年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第15号

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の令和元年度の決算書等及び令和2年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 1 6 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和元年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和元年度の決算書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 17 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の令和元（2019）事業年度に係る業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき報告するもの。